

大 阪 柔 整 だ よ り

OSAKA JUDO THERAPIST ASSOCIATION



ダイジェスト版

東日本大震災による被災発生に関する療養費の取扱いについて

標記について、平成 24 年 2 月 28 日付けにてお知らせしておりましたが、今般、厚生労働省保険局医療課より、平成 24 年 10 月 1 日以降の取扱いについて下記のとおり連絡がありましたので、お知らせいたします。

東日本大震災による被災者が受けた柔道整復師の施術に係る療養費の往療の取扱いについて

1. 往療の取扱い

片道 16 キロメートルを超える場合の往療については、以下の要件のいずれも満たす場合に限り、往療料の対象とすること。

- ① 下記 2 の「対象者」に該当する者であって、震災により居住場所を移した者を対象とするものであること。
- ② 当該患者に対して震災以前より往療を行っている施術所によるものであること。

なお、この場合の往療料は、片道 16 キロメートルまでとして算定した額とし、申請書の摘要欄に、震災により避難した旨、避難年月日、避難前及び避難後の居住場所並びに 16 キロメートルを超える往療を必要とする具体的理由を記載すること。

2. 対象者

保険者から交付された一部負担金等の有効期限が切れていない免除証明書を提示した者。

3. 取扱い期間

平成 25 年 2 月 28 日までの施術に係る取扱いとする。

保険者変更通知

変更前	内容	変更後	変更日
エディオンEAST健康保険組合 06232128 エディオンWEST健康保険組合 06273775	合併	エディオン健康保険組合 06273775	H 24 年 10 月 1 日
新日本製鐵健康保険組合 06133102 住友金属健康保険組合 06270474	合併	新日鐵住金健康保険組合 06133102	H 24 年 10 月 1 日
新日本製鐵君津関連 健康保険組合 06120406	名称変更	新日鐵住金君津関連 健康保険組合 06120406	H 24 年 10 月 1 日
大明健康保険組合 06135370	名称変更	ミライト健康保険組合 06135370	H 24 年 10 月 1 日

集団指導の実施について

平成 23 年 12 月 1 日から平成 24 年 7 月 1 日の期間に、受領委任の届け出をされた先生方を対象に、近畿厚生局と大阪府との共同での集団指導が行われます。

指導内容と致しましては、受領委任の取扱い規定及び、柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準等を更に理解して頂き、柔道整復の施術に係る療養費の適正化を図ることを目的としています。

特に「施術録の記載方法及び重要性」、また療養費の適正化については「長期、多部位での請求」「親族施術」「個別指導と監査」となり、十二分に理解してもらわなくてはなりません。

現在の医療制度改革を含め、今後、我々の業界がしっかりした形で生き残っていくには、柔道整復術の向上は当然のことながら、患者さんと保険者と柔道整復師との信頼関係で成り立っているのが受療委任払い制度です。

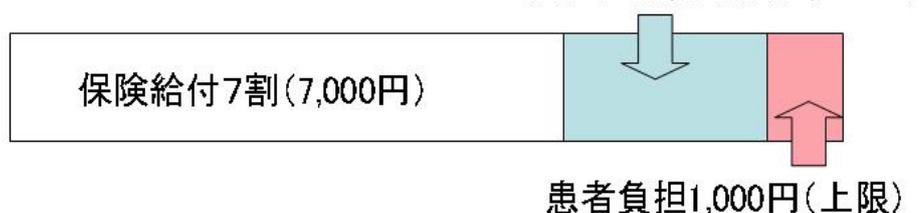
国民から、地域社会からの信頼の確保のため、自ら襟を正し受講して頂きたいものです。

大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

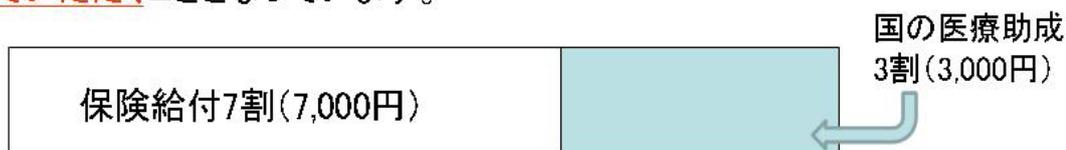
例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者やひとり親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。福祉医療費助成制度の資格を有する患者様の負担については上記に示す様なイメージとなっております。

また、患者様が国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様にお願いします。